



葉山町パートタイム会計年度任用職員

【非常勤嘱託員】の募集案内

《児童館等指導員 令和6年9月1日採用》

1 申込期間及び受付時間

- (1) 申込期間 令和6年4月1日（月）から随時
（土、日、祝日を除く）
- (2) 受付時間 9時から17時

2 非常勤嘱託員の内容

- (1) 職務内容 児童館等指導員
児童館及び児童館で開設している学童クラブの管理運営等
- (2) 勤務場所 葉山町立青少年会館（葉山町堀内 1735-112）
- (3) 勤務日数 勤務日はシフト制により異なる
- (4) 勤務時間 週30時間（9時～18時の間で、シフト制により異なる）
土曜の勤務あり
- (5) 報酬 月額報酬
155,600円～168,400円（限度額まで昇給あり）
- (6) 手当
 - ① 通勤に係る費用（通勤距離2km以上で交通機関等利用者）
 - ② 期末手当・勤勉手当（6月と12月に支給、最大各2.25月支給）
※6か月以上の任期（見込み）がある場合
 - ③ その他時間外勤務手当等
- (7) 休暇等 町の規則に基づき年次有給休暇を付与
休日は、原則として、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）です。
ただし、場合によっては、これらの休日が勤務となることがあります。また、忌引き等の特別休暇があります。
- (8) 加入保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償又は労災の適用
- (9) 任用期間 令和6年9月1日から令和6年9月30日まで
※6か月単位で更新の場合あり
※一会計年度終了後も公募によらず再度任用する場合あり（3年を限度）

3 受験資格等

保育士、幼稚園教諭、小中学校教諭、高等学校教諭又は放課後児童支援員のいずれかの資格を有する方

4 募集人数 1名

5 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人で就職が制限される在留資格の人
- (2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人（以下抜粋）
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験日及び試験内容

- (1) 試験日 随時（後日、お知らせします）
- (2) 試験内容 面接試験

7 申込手続

- (1) 申込書類
 - ・受験申込書（指定様式）
 - ・資格（「3 受験資格等」を参照）を有することを証明する書類の写し
- (2) 提出先 〒240-0192 葉山町堀内 2135 番地
葉山町役場（1階）子ども育成課
 - ※ 子ども育成課の窓口へ提出する場合は、受験者本人が直接持参してください。代理人による受付はいたしません。
 - 郵送でも構いません。
 - ※ 申込期間及び受付時間内に提出してください。

8 留意事項

- (1) 受付の際提出された書類は、お返しいたしません。
- (2) 書類不備の場合は、申込みに応じません。
- (3) 合否の結果について、電話等による問合せは受付いたしません。

9 問合せ・送付先

葉山町福祉部子ども育成課 児童福祉係
〒240-0192 葉山町堀内 2135 番地
電話 046-876-1111 内線 222

《町役場への案内地図》

